



誠実で公正な事業運営

従業員一人ひとりが高いコンプライアンス意識をもち、誠実で公正な事業運営を行います。

2016年度の主な取組み内容

- ▶ **コンプライアンス経営の推進** P72~73
 - 当社役員や社外有識者等で構成するコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス経営に関する提言やモニタリングを実施しました。
 - 社内外のコンプライアンス相談窓口を適切に運用し、法令違反や企業倫理に反する行為の未然防止及び早期発見に努めました(2016年度の相談・通報件数:6件)。
- ▶ **コンプライアンス意識向上への取組み** P74~76
 - 教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンス意識の徹底を図りました。
 - 労働災害や過重労働の防止に向け、当社及びグループ会社の担当者を対象に、労務管理や安全衛生の実務に関する講演会を開催しました。
- ▶ **公正な事業運営の徹底** P77~78
 - 社内及びグループ会社に対し、法律相談等のサポートや、下請法に関する解説・チェックリストの改訂・配付等を行い、法令違反等の未然防止に努めました。
 - 電力の小売全面自由化に伴い、営業活動において守るべきルール等を取りまとめたマニュアルの作成・周知や各職場での勉強会等、適切な業務処理の徹底を図りました。
- ▶ **情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底** P79~80
 - 組織的・人的・物理的・技術的な側面から、情報セキュリティ対策を講じました。
 - 情報流出に関する再発防止策の実施を徹底し、個人情報や社内情報を適正に管理しました。

2017年度の主な行動計画

- ▶ **コンプライアンス経営の推進**
 - 企業倫理に則った公正な事業運営を徹底するため、コンプライアンス委員会における提言をグループ全体の取組みに反映していきます。
 - 法令違反や企業倫理に反する行為の未然防止及び早期発見のため、コンプライアンス相談窓口を適切に運営していきます。
- ▶ **コンプライアンス意識向上への取組み**
 - 従業員一人ひとりが、コンプライアンス違反を自らの問題として捉え、主体的に行動していくため、階層別研修や職場研修を実施していきます。
 - コンプライアンス推進月間(1月)において、社会の情勢変化や違反発生リスク等を踏まえた全社統一の重点テーマを設定し、意識向上の取組みを各職場で実施していきます。
- ▶ **公正な事業運営の徹底**
 - 法令に対する理解・認識不足から発生する法令違反等の未然防止のため、法律相談等の法的サポートの充実を図っていきます。
 - 労働関係法令に基づいた、的確な業務処理を徹底するため、実務担当者向けの勉強会の開催や、法令チェックリスト等の業務点検ツールの充実などの取組みを行っていきます。
- ▶ **情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底**
 - 情報セキュリティリスクの低減や、個人情報等の流出防止を図るため、グループ全体の情報セキュリティ対策を強化していきます。

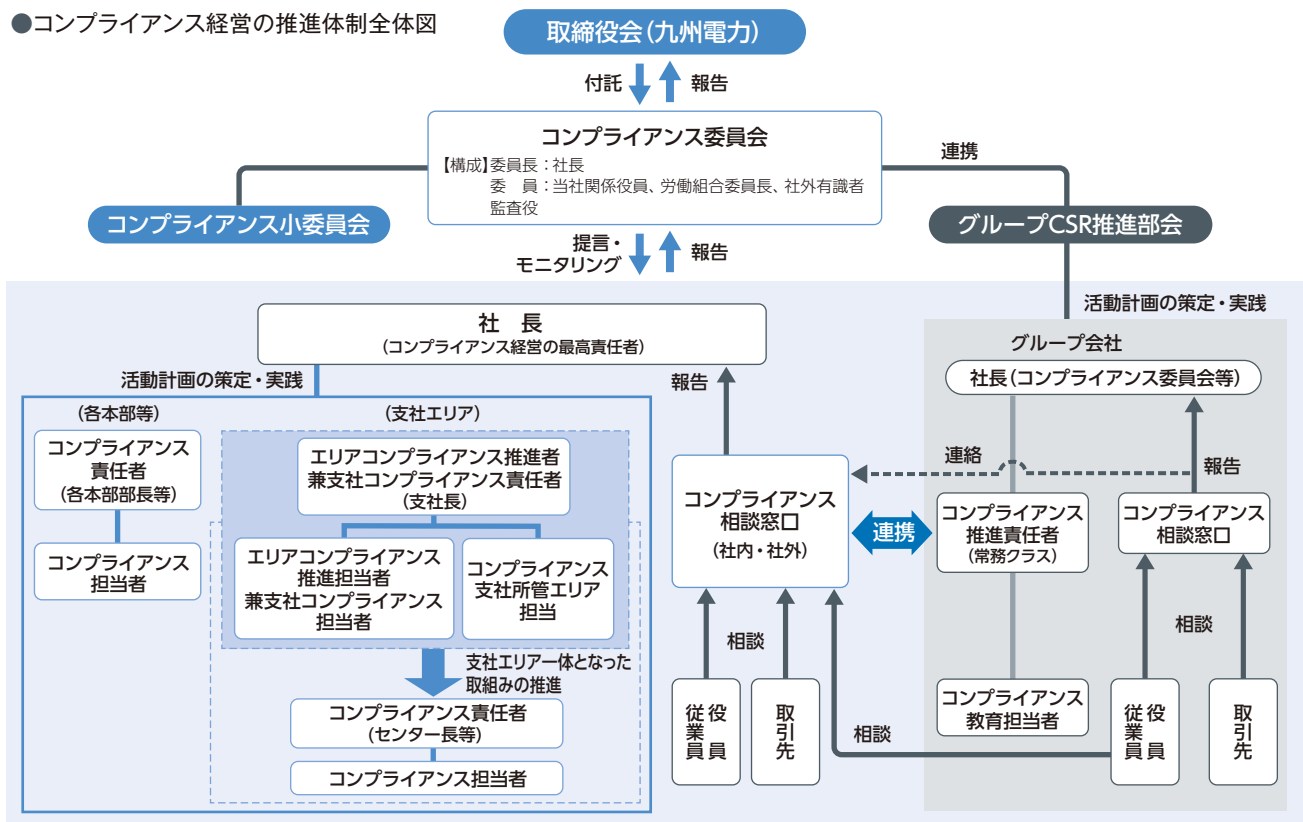
コンプライアンス経営の推進

コンプライアンス経営の推進体制

社長を委員長とするコンプライアンス委員会のもと、業務執行機関の長を「コンプライアンス責任者」として、活動計画を策定・実践するとともに、社内外に相談窓口を設置するなどの体制を整備し、コンプライアンス経営を推進しています。

また、グループ会社に対しては、各社で構成するグループCSR推進部会(P17参照)においてコンプライアンス情報を共有するなどして、グループ会社と一体となった取組みを推進しています。

●コンプライアンス経営の推進体制全体図



コンプライアンス委員会

取締役会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、定期的にコンプライアンス経営に関する提言やモニタリングを行うとともに、社会的影響の大きい不祥事が発生した場合には、社外有識者から助言等を受けることとしています。

コンプライアンス委員会での提言は、当社及びグループ会社で共有し、グループ全体の取組みに反映しています。

●コンプライアンス委員会の体制

コンプライアンス委員会	[役割]	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンス経営に関する <ul style="list-style-type: none"> ・方針や対策等の提言・審議 ・実施状況のモニタリング ○社会的影響の大きい不祥事が発生した場合のコンプライアンス委員会社外有識者による助言等
	[構成]	委員長：社長 委員：社外有識者(3名) 労働組合委員長 当社関係役員 監査役
	[開催]	原則として年2回

●2016年度の主な審議・報告事項

- コンプライアンス推進における課題と今後の取組み
- コンプライアンス相談窓口の運用状況
- コンプライアンス行動指針の改定
- 九州電力グループ従業員に対するコンプライアンス意識調査結果



コンプライアンス委員会

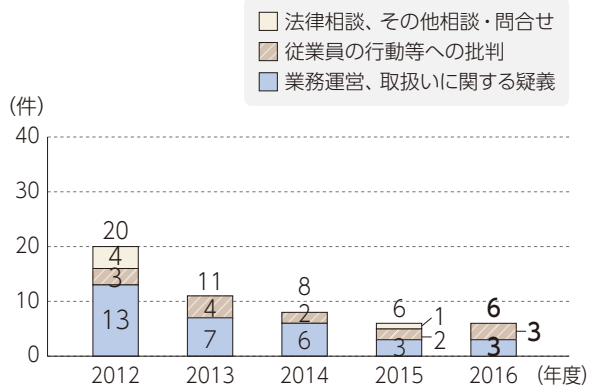
コンプライアンス相談窓口

法令違反や企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見を目的に、「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。また、社外の弁護士事務所にも相談窓口を設置し、相談を受け付ける体制を整備しています。

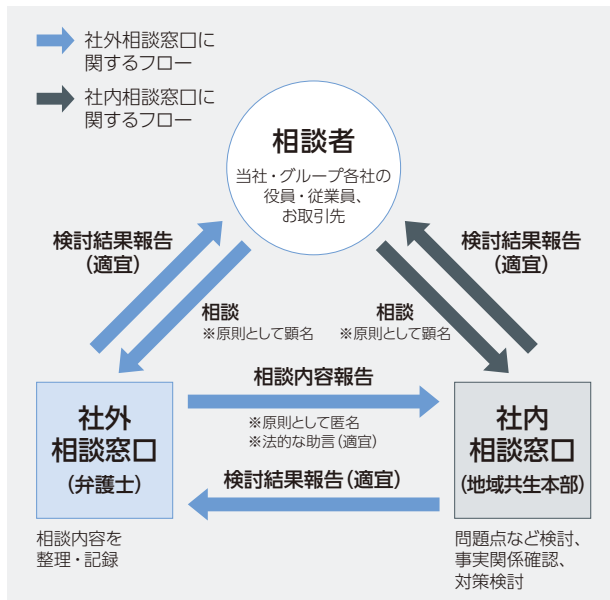
この相談窓口利用者のプライバシーは、社内規定に基づき厳格に保護され、利用者が相談・通報による不利益な扱いを受けることはありません。

当社では、文書や社内イントラネット等による相談窓口活用の呼びかけを行っており、2016度には、6件の相談・通報が寄せられました。

●相談・通報件数の推移



●コンプライアンス相談窓口



コンプライアンス意識向上への取組み

従業員のさらなるコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンス研修をはじめとした、さまざまな取組みを行っています。

コンプライアンス行動指針

判断に迷ったときの行動基準や、お客さまや株主・投資家などステークホルダーとの関係における留意点などを具体的に記載した「コンプライアンス行動指針」を全役員及び全従業員に配布しています。

2016年度は、電力の小売全面自由化に伴い、営業活動において留意すべき事項や問題行為の事例を追加するなどの改正を行いました。

また、コンプライアンス行動指針が示す行動基準等を記載した「コンプライアンスカード」を全従業員が携帯し、自分の行動に迷った時に、社会の常識に背かない行動をする拠りどころとしています。

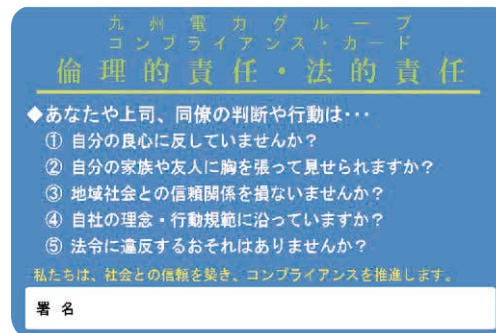
●コンプライアンス行動指針の主な記載項目

- お客さまとの信頼関係の構築
- 電気の安定供給・品質維持と安全性の確保
- お取引先との良好な関係の構築
- 競合企業との公正な競争関係の維持
- 厳正な許認可申請・届出手続きの実施

2006年7月制定

2016年6月改正

●コンプライアンスカード



教育・研修による従業員の意識向上

新入社員研修・新任管理職研修等の階層別研修において、年代や職位に応じて求められるコンプライアンス知識の習得を目的とした教育を実施しています。

各職場では、当社でも起こりうる身近な事例を題材としたグループ討議等、違反事案の未然防止について主体的に考え、日常の行動に繋げていくための研修を実施しています。

また、支社ごとに、専任のコンプライアンス担当者を配置し、教育・研修を推進する等、従業員のコンプライアンス意識啓発を図っています。

さらに、グループ会社に対しても、従業員を対象としたコンプライアンス意識向上のための研修を行うとともに、教育担当者の養成研修や教育素材の提供を実施しています。

●コンプライアンス研修の実績(2016年度)

項目	実績
職場研修	10,472名(延べ)
階層別研修	1,133名
グループ会社向けの研修	CSR研修 27社 195名 コンプライアンス 教育担当者研修 30社 37名

▼研修受講者の声

- 受講者とのディスカッションを通じ、様々な意見に触れることができた
- コンプライアンス違反は身近に潜んでおり、誰にでも起こり得ると改めて実感した
- 事例検討では、自分なりの違反発生防止策を考えることができたので、日常の中で実践していきたい

など

コンプライアンス推進月間

毎年1月の「コンプライアンス推進月間」に、社会情勢の変化や違反発生リスク等を踏まえた全社統一の重点テーマを設定し、コンプライアンス講演会をはじめとする取組みを全社で実施しています。

コンプライアンス講演会は、毎年タイムリーな話題に関する専門家を講師に招いて開催しています。2016年度は、労働災害や過重労働の防止に向け、「労務管理・安全衛生管理のリスク削減～安全で安心して働ける職場環境をめざして～」と題した講演会を開催し、労働関係法令遵守の重要性について、具体的な事例を交えながら解説していただきました。



社会保険労務士の原 論(はら さとし)先生による講演

●コンプライアンス推進月間の各種取組み

- コンプライアンス講演会
- 労働関係法令に関するチェックシートを活用した遵守状況の再点検
- 長時間労働防止のための働き方セルフチェック結果に基づいた職場での意見交換
- 労働災害事例を基にした自職場の安全対策に関するグループ討議

社会の皆さまに、“胸を張って見せられる行動・判断”につながる取組みを推進しています。

社員の思い

研修で身に付けたコンプライアンス意識を実行していくには、自分の何気ない行動や考え方を振り返ることが大切です。

九電グループの社員は、自分の行動や判断に迷った時のために、5つのメッセージが書かれた「コンプライアンスカード」を持っています。私は、その中でも、“自分や同僚の行動や判断を、家族や友人に胸を張って見せられますか？”という一文が特に印象に残っており、日頃から自分にも言い聞かせるようにしています。

コンプライアンスを推進する部署の一員として、社員一人ひとりの行動が、社会の皆さまに胸を張って見せられるものであるよう、取組みを続けていきます。



地域共生本部 法務総括グループ なかしま さとし
中嶋 聡

社内イントラネットを活用した情報共有

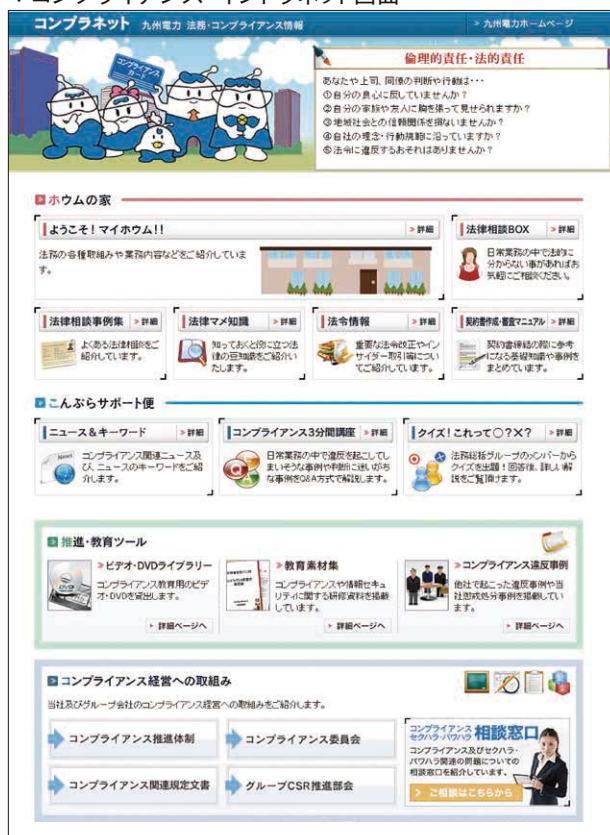
コンプライアンスに関する情報共有を目的とした「コンプラネット」を社内イントラネット上に開設しています。コンプラネットは、グループ全体で閲覧できるようになっており、コンプライアンスの取組みに関する情報のほか、職場単位での対話や勉強会等で活用できるコンテンツを掲載しています。

2016年度は、電力の小売全面自由化に関する法律相談のうち、問合せの多かった事例について解説し、適切な業務処理に向けた注意喚起を行いました。

●コンプラネットに掲載の主なコンテンツ

- 法令改正や裁判に関するニュース
- 法律用語・法律相談事例の解説
- 各種教育・研修素材
- コンプライアンスの取組み好事例

▼コンプライアンス・イントラネット画面



コンプライアンス意識調査

コンプライアンス意識の浸透度や会社の取組みに対する評価を把握するため、当社及びグループ会社の従業員を対象に、毎年コンプライアンス意識調査を実施しています。

調査の結果、コンプライアンスに関する意識は全般的に高いものの、さらなる意識向上や取組みの改善が必要な項目もありました。

調査結果は、当社の各事業所及びグループ会社へフィードバックし、各所で抽出した課題を施策に反映するなど、意識向上の取組みの継続的な改善に活かしています。

●コンプライアンス意識調査の概要

- 調査期間：2016年4月(グループ会社)、6月(当社)
- 回答者：24,958名(対象者の約90%が回答)
- 主な質問項目
 - ・コンプライアンスへの取組み
 - ・パワハラ・セクハラと思われる行為がないか
 - ・取引先との公平・公正な関係性
 - 他

公正な事業運営の徹底

法令違反等の未然防止に向けた取組み

法令に対する理解・認識不足から発生する法令違反等の未然防止に向け、グループ全体に対する法的サポートの充実を図っています。

法令の改正情報を的確に把握する取組み

当社では、法令の改正情報について社外から提供を受けるサービスを導入し、改正情報の把握を行っています。現在では、法令のほか、九州7県及び政令指定都市の条例・規則等も対象とし、法令違反の防止に努めています。

グループ会社に対する法令情報の提供

グループ会社に共通する労働者派遣法など6法令に関するガイドブックと、自己点検用のチェックリストを各社に提供し、適正な業務処理に向けた活用を促進しています。

2016年度は、下請法について、問題となる事例やチェック項目を追加するなどの改訂を行い、グループ各社へ配付しました。

今後とも、グループ会社の業務における自主的な活用を促進し、グループ全体で法令違反の未然防止に取り組んでいきます。

営業活動における関係法令遵守の取組み

2016年4月からの電力小売の全面自由化に伴い、電気事業法や景品表示法など、営業活動を実施するうえで守るべきルールや注意すべき事項を取りまとめたマニュアルを作成し、全社へ周知するとともに、各事業所においては、広告作成時に上位機関による審査を確実に受けるなど、関係法令に則した適切な業務運営を徹底しています。

また、関係法令に関する勉強会を継続的に実施し、担当者の知識定着及び法令遵守意識の向上に努めています。

法律相談

法務部門では、従業員が業務を遂行する際に生じる法的疑問・課題について、電話や面談、専用メールで相談を受け付け、アドバイスをを行うなど、サポートの充実を図っています。高度な専門性を必要とする案件については、弁護士等に適宜相談し、業務遂行における法令違反等の防止に努めています。

2016年度法律相談件数：479件

〈主な相談内容〉

- 契約書の審査
- 個人情報保護関係
- 電柱敷地関係
- 著作権関係
- 電力小売全面自由化関係(景品表示法など)

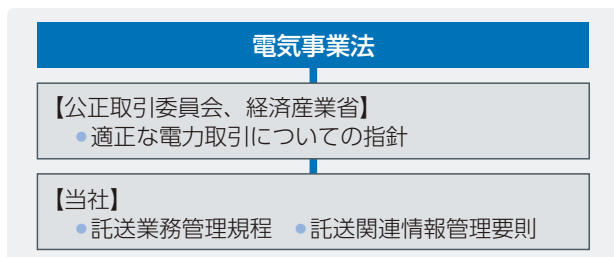
送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保

送配電ネットワーク利用の公平性及び託送業務の透明性を確保するため、行為規制やネットワーク利用に関する規定・ルール等を制定し、これらに則して厳正な

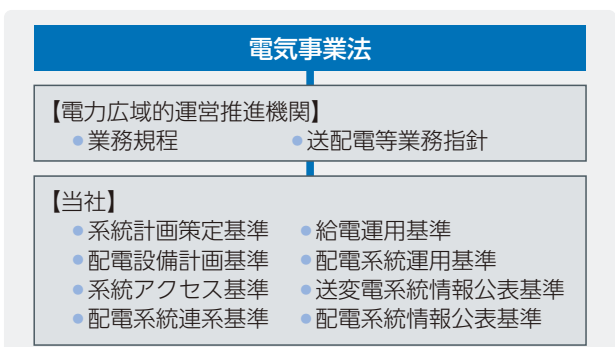
取扱いを行っています。

今後も、規定・ルール等を遵守し、公平性・透明性の確保、情報管理の徹底に努めていきます。

● 行為規制



● ネットワーク利用



● ホームページ

送電線・配電線⇒電力託送供給等のご案内⇒送配電部門の行為規制、送配電ルール

お取引先と一体となった調達分野でのCSR経営の推進

資機材や燃料の調達においては、「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」を制定し、法令遵守はもちろん、安全確保や環境への配慮など、CSRに配慮した調達活動に取り組んでいます。

CSRに配慮した調達活動を実践するためには、基本方針に対するお取引先のご理解とご協力が重要であるとともに、相互信頼に基づくパートナーシップの確立が必要不可欠と考えています。

このため、「資材調達基本方針」及び「お取引先さまへのお願い」（ホームページに掲載）並びに「燃料調達基本

方針」へのご理解を深めていただくために、お取引先に対する情報発信・訪問等の機会をとらえ、周知・協力をお願いしています。

今後も引き続き、お取引先への働きかけを行い、お取引先との対等なパートナーシップを基盤としたCSR経営を推進していきます。



ホームページ

企業・IR情報▶資材調達情報▶資材調達基本方針

「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」の内容

1 オープンな調達

当社は、広く国内外の企業から、当社の事業運営上のニーズに合致し、品質・価格・納入面に優れた資材を調達します。

2 公平・公正な対応

当社は、品質・技術力・価格・経営的及び社会的信頼性・納入の安定と納期の確実性・アフターサービス・既設設備との整合性・環境配慮・継続的改善への取組等を総合的に勘案した合理的かつ公平な評価に基づき、公正にお取引先を選定するなど調達活動全般に亘り、お取引先に対し公正な対応を行います。

3 法令・社会規範の遵守

当社は、調達活動全般において、人権の尊重はもとより、国内外を問わず法令とその精神、社会規範を遵守します。また、お取引先にもこれらの遵守を求めます。

4 反社会的勢力との関係遮断

当社は、調達活動全般において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、お取引先にも同様の関係遮断を求めます。

5 環境への配慮

当社は、環境の保全や資源の有効活用に配慮した調達活動を行います。

その取組として、環境に優しい製品等を積極的に調達する「グリーン調達」を推進し、お取引先と協働して循環型社会の形成に貢献します。

※下線部は、「資材調達基本方針」のみ記載

6 安全の確保

当社は、公衆安全や作業従事者の安全を最優先する立場から、お取引先に対して適切な安全衛生管理を求め、協力して安全の確保、災害の防止に取り組めます。

7 情報セキュリティの徹底と個人情報の保護

当社は、お取引先とともに、取引によって知り得たお互いの機密情報、及び個人情報を適切に管理、保護します。

8 契約の遵守と誠実な履行

当社は、取引に関してとりかわした契約を遵守し、契約上の義務を誠実に履行するとともに、お取引先にも契約の遵守とその誠実な履行を求めます。

9 コミュニケーションの推進と相互信頼の構築

当社は、透明性の高い調達活動を行い、お取引先との良好なコミュニケーションと節度ある健全な関係を推進することにより、相互信頼を築きあげます。

10 価値の創造

当社は、お取引先を価値創造のパートナーと位置付けており、新たな価値創造に積極的に取り組まれている企業を尊重します。

そうしたお取引先とともに、最適な品質や価格を追求し、相互の発展を目指します。

11 地域・社会への貢献

当社は、調達活動においても、お取引先とともに「良き企業市民」として地域・社会の課題解決に貢献したいと考えております。

2008年7月制定
2017年4月改正

●「お取引先さまへのお願い」の内容

1 法令・社会規範の遵守

2 反社会的勢力との関係遮断

3 契約の遵守、誠実な履行

4 環境への配慮

5 安全の確保

6 情報セキュリティの徹底

7 安定した納入

8 良質なアフターサービス

9 適正価格の追求と品質・技術力の維持・向上

10 良好なコミュニケーションの推進

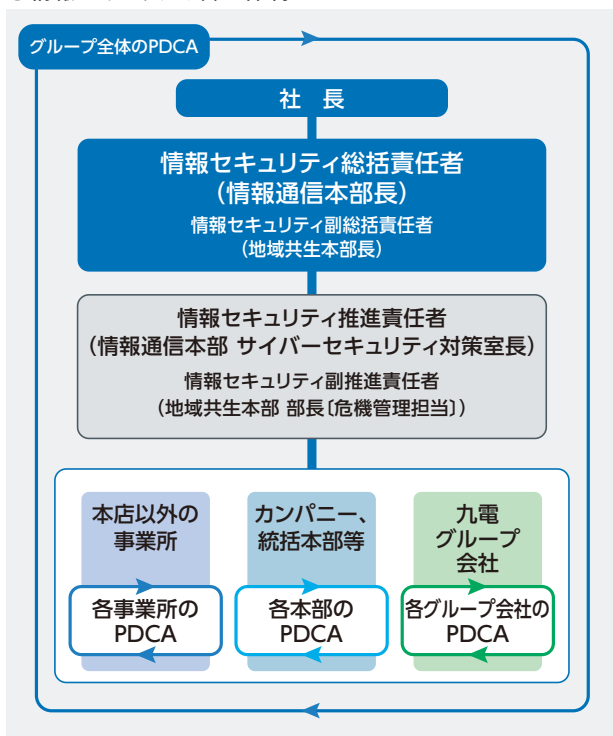
情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底

情報セキュリティ管理体制

社長、情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ推進責任者等からなる情報セキュリティ管理体制を構築しています。

この管理体制の下で、グループ全体のPDCAを推進し、情報セキュリティの確保や個人情報保護に取り組んでいます。

● 情報セキュリティ管理体制



情報セキュリティ基本方針

IT(情報技術)が企業の活動や社会生活に深く浸透することに伴い、情報セキュリティの確保は、事業活動を有機的かつ効率的に遂行するための前提条件となっております。

このため、当社においても、最新・正確な情報を適正な権限者のみが適時アクセスできる環境を構築するという「情報セキュリティの確保」が経営上の重要項目であると認識し、経営トップを最高責任者とする推進体制のもと、全社一丸となって、以下の情報セキュリティの確保に向けた取組を行います。

- 1 情報セキュリティに関する法令、その他社会的規範及び当社の情報セキュリティ管理規程その他規定類を遵守する。
- 2 情報や情報システムの取扱いに関する規定類を整備するとともに、従業員への定期的かつ継続的な教育を行うなど、従業員による不正行為や設備の誤用等を防止する。
- 3 取引先へ本方針を周知のうえ、機密保持に関する契約を締結するなど、取引先と連携した管理体制を整備し、情報漏えい等を防止する。
- 4 建物への入退管理やネットワークへの不正アクセス防止等の安全管理対策を的確に実施し、情報の漏えい、盗難、誤用、悪用を防止する。
- 5 代替手段の確保や復旧手順の確立など、事前のリスク管理を的確に行う。
- 6 情報セキュリティに関する取組を定期的に検証し、改善を図る。
- 7 経営トップは、重大な情報漏えい事故等の事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、迅速かつ正確な情報公開を行う。

情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ対策室を中核として、情報セキュリティ責任者や情報セキュリティ管理者(全グループ長・課長)と連携しながら、組織的・人的・物理的・技術的な側面から、情報セキュリティ対策を講じています。

また、グループ会社の情報セキュリティ対策向上のための様々な支援も行っており、当社グループ全体の情報セキュリティレベルの維持・向上を図っています。

組織的対策

社長をトップとする情報セキュリティ管理体制の下、カンパニーや統括本部等のPDCAサイクルを展開し、各職場における情報セキュリティの取組状況の確認及び不適切な状況の是正を実施しています。

人的対策

当社及びグループ会社の従業員に対し、情報セキュリティ教育や標的型攻撃メール訓練などを実施しています。

今後も引き続き、情報セキュリティに関する意識、理解度及び対応力を向上するための教育・訓練を実施していきます。

物理的対策

各支社にICカード対応のセキュリティゲートを設置するとともに、全営業所に機械警備システムを導入するなど、執務室や建物への入室制限や施錠管理の徹底に必要な設備対策を実施しています。



セキュリティゲート(北九州支社)

技術的対策

特定の企業を狙ったサイバー攻撃や新種のウイルス増大など、インターネット上の新たな脅威に備えて、セキュリティ対策を強化しています。

また、USBメモリなどインターネットを経由しないデータの持ち込みについても、ウイルス感染防止を図っています。

マイナンバーへの対応

マイナンバー制度については、「番号法」など関係法令の趣旨・要求事項等を踏まえ、「個人情報保護基本方針」を見直すなど、適切に対応しています。当社は、マイナンバーを含む個人情報を、これまで同様、適正に取り扱っていきます。

なお、当社は、電気のご契約に関して、お客さまにマイナンバーをお尋ねすることはありません。

情報流出と再発防止策

2016年度には、「お客さま情報記載書類の紛失」などの個人情報の不適切な取扱いが発生しました。

こうした情報流出の再発防止を徹底するため、個別事案毎に事実関係の調査及び再発防止策等の検討・徹底を図るとともに、今後とも注意喚起を行い、個人情報や社内情報の適正管理を図っていきます。

【再発防止策】

- 関係規定類に則った情報取扱の徹底
- 個人情報保護管理責任者(全グループ長・課長)を対象とした教育や従業員教育の実施
- 社内イントラネットによる情報流出事例の情報共有

個人情報保護基本方針

当社は、個人の権利利益の重要性を認識し、個人情報^(注1)を適正に取り扱うために、以下のとおり個人情報保護基本方針を定め、役員・従業員等への周知徹底を図り、適切な個人情報の保護に努めます。

- 1 個人情報に関する法令、その他の社会的規範及び当社の個人情報保護管理規程その他規定類を遵守する。
- 2 情報セキュリティ基本方針に基づき、個人情報を適切に管理し、不正アクセス、漏えい、滅失又はき損のリスクに対する安全管理措置を実施する。
- 3 以下のとおり、個人情報を適切に取り扱う。
 - (1) 利用目的の特定、通知・公表
個人情報の利用目的をできる限り具体的に特定する。
個人情報取得の際は、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかにご本人へ通知又は公表する。
 - (2) 取得、取扱い
個人情報は適正な手段で取得し、特定した利用目的の範囲内で取り扱う。
ただし、個人番号^(注2)の提供を受ける場合には、本人確認を行う。なお、利用の必要がなくなった場合は、個人番号を速やかに廃棄又は削除する。
 - (3) 第三者への提供
個人データ^(注3)は、業務委託などの場合を除き、ご本人の同意なしに第三者へ提供しない。
ただし、個人番号は法令に定める場合を除き、第三者へ提供しない。
 - (4) 通知・開示請求等への対応
ご本人からのお申出があれば、保有個人データ^(注4)に関して、利用目的の通知、データの開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者提供停止の請求に対し、原則として、遅滞なく対応する
- 4 個人情報保護の取組を定期的に検証し、改善を図る。
- 5 経営トップは、重大な苦情等が発生した場合は、自ら問題解決にあたり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、迅速かつ正確な情報公開を行う。また、個人情報の取扱いに対する苦情に対して適切かつ迅速に対応する体制を整備する。

注1：生存する特定の個人を識別することができる情報

注2：「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)に規定される個人番号(いわゆるマイナンバー)をいう

注3：個人情報を検索できるように体系的に構成された「個人情報データベース等」を構成する個人情報

注4：取扱事業者が開示・加除訂正・利用停止等を行う権限を有する個人データ

2006年7月制定
2015年11月改正